

本日の進行予定

ヤングケアラーの課題の概観（約15分）

パネリストからの報告（約30分）

意見交換（約30分）

質疑応答（約10分）

ご挨拶

5分でわかる！ヤングケアラー事情

（定義）家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18歳未満の子どものことです。



たとえば、このような子どもたちです



- ◆ 家事を任されている。
- ◆ 幼いきょうだいや、障害のあるきょうだいの世話や見守りをしている。
- ◆ 障害や病気のある家族の身の回りの世話や、トイレの介助などを行っている。
- ◆ アルコール、薬物、ギャンブルなど依存の問題のある家族に対応している。
- ◆ 日本語が母語でない家族のために、通訳をしている。

なぜ問題なの？

(1) お手伝いの域を超えたケアの負担を負っています。そのため、

- ★ 部活動や進学をあきらめる子があります。
- ★ ストレスや寝不足などから心身の不調を起こす子があります。
- ★ 同世代との関わりや共通の体験が不足し、子ども時代を子どもらしく過ごすことができません。

(2) 家庭内（外から見えにくい）+本人と家族に自覚がない→ 支援が必要であっても気づいてもらいにくいと言われています。

どのくらいいるの？

厚生労働省と文部科学省による実態調査「ヤングケアラーの実体に関する調査研究」（令和3年3月）

- * 世話をしている家族が「いる」
中学校2年生は5.7%（約17人にひとり）

全日制高校2年生は、4.1%（約24人にひとり）
定時制高校2年生相当は、8.5%
通信制高校2年生相当は、11%



定時制と通信制では割合が増加している。

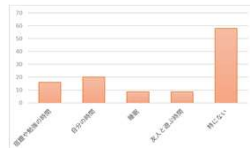
どのくらいケアをしているの？

厚生労働省と文部科学省による実態調査「ヤングケアラーの実体に関する調査研究」（令和3年3月）

* 世話の頻度について、「ほぼ毎日」が3～6割程度ができないこと（中2）

* 世話に費やす時間について、「3時間未満」が多いが、「7時間以上」も1割程度いる。

* 世話をしているために、やりたけれどできないこと（中2）



取り組みの状況(国)

令和3年5月17日「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム報告」

- 3施策=①早期発見・把握②支援策の推進③社会的認知度の向上
- 福祉、介護、医療、教育の関係機関が相互に連携し、一体となって（略）切れ目のない支援が行われるよう
- 青春は一度きりであり、スピード感をもって取り組む



取り組みの状況(地方公共団体)

令和2年3月1日施行 埼玉県ケアラー支援条例

令和3年4月1日施行 (北海道) 栗山町ケアラー支援条例



本日のパネリスト

鈴木健さん ふれあい館副館長

松本智春さん 定時制高校教員

キャシーさん(仮名) 児童福祉司